

乙部町森林整備計画（案）

計画期間

自 令和 7年 4月 1日

至 令和12年 3月31日

令和8年4月1日 変更

乙 部 町

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
II 森林の整備に関する事項	
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	4
第2 造林に関する事項	6
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準	11
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	13
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	17
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	18
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	19
第8 その他必要な事項	21
III 森林の保護に関する事項	23
IV 森林の保健機能の増進に関する事項	24
V その他森林の整備のために必要な事項	26

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町の森林面積は13,345haであり、総面積の82%を占めている。

所管別では、一般民有林4,525ha(34%)、国有林8,820ha(66%)となっていて、一般民有林のうち、スギ、トドマツを主体とした人工林は2,045ha、人工林率は44%であり、年齢構成で見るとⅦ～Ⅺ年齢級の林分が多くを占めている。

本町の森林は、地域住民の生活に密着した里山から、姫川沿いの農地上部に人工林が発展しておりスギを中心とする林業生産活動が積極的に実施されている。また、ミズナラ、ブナを主体とした広葉樹林が林立する天然生の樹林帯まで多様性に富んだ林分構成となっており、特に中央部の栄浜、鳥山、富岡、館浦地区は、スギを中心とした造林が盛んに行われており、近年には檜山の名の元となったヒバ(ヒノキアスナロ)が植えられるようになり将来の優良材の生産を目指した造林事業が展開されています。南部の元町、緑町地区は、北西の風が強く、また、北部の三ツ谷、豊浜地区は地盤が脆弱で土砂の流出や崩壊などのおそれがあると同時に、下流域には、住宅、海産物が豊富な日本海が所在していることから、山地災害防止機能の高い森林の整備が求められています。

本町の特徴的な森林整備として、森林整備センターや公的森林整備事業等、分収林整備事業も実施されており森林所有者のニーズに応えられるような森林整備が活発に行われています。

中央部の栄浜地区においては、道から「北の魚つきの森」に認定されまた、国、町、民間団体による森づくりに関する協定の締結など、民間団体による環境保全等の森づくりのための活動が盛んに行われています。本町の森林率は82パーセントと高い比率であることから、林業関係の事業も盛んに行われており、広域基幹林道など林道等の路網の整備が行われ効率的な林業を目指して事業を展開しています。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化にも配慮します。

また、近年の森林に対する道民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するとともに、地域の実情に応じた花粉発生源への対策を進めます。航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとします。

このため、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、森林の有する公益的機能の維持増進を図る森林としての公益的機能別施業森林と、木材等生産機能の維持増進を図る森林(以下「木材等生産林」という。)の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林について「水源涵養林」、山地災害防止機能や土壌保全機能の維持増進を図る森林について「山地災害防止林」、住民にとって快適な環境を形成する機能の維持増進を図る森林について「生活環境保全林」、保健・レクリエーション機能や文化機能の維持増進を図る森林について「保健・文化機能等維持林」の区域(以下「森林の区域」という)を設定します。

さらに、「水源涵養林」においては、水道取水施設上流部に設置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、また、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン(水辺林タイプ)」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン(保護地域タイプ)」を、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について

「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要な不可欠であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進するものとします。

なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能 <small>かん</small>	水源涵養林 <small>かん</small>	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業を推進する。
	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢級や天然力を活用した複層状態の森林への誘導、伐採に伴う裸地面積の縮小及び裸地化の回避を図ることとする。 また、保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて、溪岸の浸食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風、騒音等の防備や大気の浄化のための有効な森林の構成の維持を基本とし、生活環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理及び防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林	原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林、史跡・名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。	生物多様性の保全や保健、レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。 保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあつては、立地条件や道民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。また、史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあつては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。
	生物多様性ゾーン 水辺林タイプ	日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生息・生育に適した森林や、周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業を推進する。

	ン	保護地域タイプ	林。 原生的な森林生態系を構成し、希少な生物の生息・生育に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	希少な野生生物の生息・生育地確保の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。
--	---	---------	---	---

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進する。
	特に効率的な森林施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の樹木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあつては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

公益的機能別施業森林以外の森林

- ① 長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。
- ② 公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします。

（２）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備及び保全にあたっては、育成のための人為の程度及び単層・複層という森林の階層構造に着目し、気候、地形、土壌等の自然的条件や林業技術体系等を勘案するとともに、次の３つの施業方法により、森林の区分に応じた望ましい森林の姿に誘導します。

① 育成単層林施業

森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業方法。人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林・森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林

② 育成複層林施業

森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業方法。人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林。

③ 天然生林施業

主として天然力を活用することにより森林を成立させ維持する施業方法。ササ類等の繁茂が少なく、天然力による更新が確実に図られる森林及び国土の保全、自然環境の保全、種の保全等のための禁伐等の制限のある森林。

皆伐にあたっては、気候、地形、地質、土壌等の自然条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮し、適確な更新を図ることとします。

なお、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20haを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散に努めることとします。

伐採の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮するものとします。

なお、ぼう芽により更新を確保する場合は、イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ等の更新が確実なものを対象とし、優良なぼう芽を発生させるため、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採するものとします。

(イ) 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとします。

なお、択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られるよう、適切な林分構造とすることとします。

また、天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特徴などを勘察し、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚幼樹の生育状況等を勘察することとします。

イ 主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に留意して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要の集材路の作設等にあたっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘察して伐採を行うこととします。特に伐採後の更新を天然更新とする場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を勘察して行うこととします。なお、劣悪な自然条件により更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林では、択伐等適確な更新に配慮した伐採方法とします。

エ 複層林施業の主伐にあたっては、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘察して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うものとします。

オ 効率的な施業を実施するための帯状や群状等、まとまりを持った伐採を行う場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の縮小、伐採箇所の分散等に配慮するものとします。

伐採後に人工造林を行う場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するため、伐採率はおおむね30～40%を目安とします。

カ 天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特徴などを勘察し、伐採率はおおむね30%以内を目安とし、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚幼樹の生育状況等を勘察するものとします。

3 その他必要な事項

(1) 適切な人工林資源の循環利用を維持するため、高齢級間伐等も取り入れた長伐期施業に取り組み、資源の平準化を図ることとします。

なお、長伐期施業を実施する林分の選定にあたっては、地位が高く、間伐により適切に密度管理を行ってきた箇所や風雪害が少ない地域を選択するなど、長伐期施

- 業の導入が可能な林分であるかを判断しながら進めることとします。
- (2) 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺等の生物多様性の保全などのために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。
 - (3) 次の地域は、林地崩壊、生態系のかく乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めることとします。
 - a. 健全な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等
 - b. 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等
 - c. 野生生物の生息・生育の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等
 - (4) 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等にあたっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。
 - (5) 伐採等の実施にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めることとします。
 なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・排出を冬期間で行うなど時期や方法に配慮することとします。
 また、特に河川周辺で造材を実施する場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。
 - (6) ブナやヒノキアスナロ（ヒバ）など温帯性の樹木が形成する特色ある森林景観や、クマゲラなどの野生生物の生息・生育環境の保存に配慮することとします。
 - (7) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

第2 造林に関する事項

Iの2の森林整備の基本的な事項を踏まえ、適切な森林整備方法により、造林を実施することとします。

1 人工造林に関する事項

人工造林は、効率的な森林整備を行うため、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた施業プランの下で検討することとします。

(1) 人工造林の対象樹種

次のとおり、人工造林の対象樹種に関する指針を示します。

- (ア) 人工造林の対象樹種は、気候、地形、地質、土壌等の自然条件への適応、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向、木材利用状及び花粉発生源対策等を勘案し、選定するものとします。
- (イ) 多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討するものとします。特に、河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定するものとします。
 なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮するものとします。
- (ウ) 育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、植栽樹種を選定するものとします。

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）、トドマツ、エゾマツ、スギ、ヒバ、アカエゾマツ、グイマツ、ヤチダモ、カツラ、カバ類、ハンノキ、ミズナラ、その他郷土樹種	

なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めるものとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

次のとおり、造林の標準的な方法に関する指針を示します。

(ア) 育成単層林を導入または維持する森林

- a 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うものとし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、地形、地質、土壤等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものとします。特に、水源涵養林、山地災害防止林にあっては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うものとします。
- b 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても努めることとします。
- c 地拵えは、それぞれの地域の地形、土壤、植生、気象条件及び過去の野鼠被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うものとします。
なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。
- d 植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるよう行うものとします。
- e コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも第3の2の(1)のイの(ア)のdの時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。
- f 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討するものとします。
なお、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮や植栽コストの低減を図ることを目的に本数の低減についても併せて検討するものとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐そ性に優れたクリーンラーチ等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討するものとします。
また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあっては、天然更新木の積極的な活用を検討するものとします。

【植栽本数】

単位 本/ha

区 分		樹 種					
		スギ	カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他針	広葉樹
植栽本数	密仕立て	3,000	2,500	2,500	2,500	2,500	4,000
	中庸仕立て	2,500	2,000	2,000	2,000	2,000	3,000
	疎仕立て	2,000	1,500	1,500	1,500	1,500	2,000

なお、定められた標準的な本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な植栽本数を判断して行うように努めるものとします

【植栽時期】

植栽時期	樹 種	植栽期間
春植え	トドマツ、アカエゾマツ、スギ、ヒバ	4月初旬～6月中旬
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）、その他	4月初旬～5月下旬
秋植え	トドマツ、アカエゾマツ、スギ、ヒバ	9月上旬～11月中旬
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）、その他	9月下旬～11月中旬

(イ) 育成複層林を導入または維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保するものとします。植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けるものとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とするものとします。

【複層林の導入に伴う植栽本数の例】

乙部町のトドマツ林で材積率30%の択伐を行い、スギを植栽して複層林とする。



乙部町森林整備計画で示すスギの標準的な植栽本数が2,500本であることから
 $2,500 \times 0.3 = 750$
 となり、スギはおおむね750本以上を植栽することになります。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

なお、天然更新による場合は2の(3)によることとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、気候、地形、地質、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が見込まれる森林において行うこととします。

(1) 天然更新の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
天然更新の対象樹種	イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ、ブナ カンバ類、ドロノキ、ハンノキ など	

(2) 天然更新の標準的な方法

(ア) 天然更新の完了の判断基準

第2の2(3)に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の生立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種(注1)の稚幼樹等(注2)が、幼齢林(注3)では成立本数が立木度(注4)3以上、幼齢林以外の森林では林地面積(注5)に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齢林では成立本数が立木度3以上、幼齢林以外の森林では林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」(平成24年5月15日付森林第111号森林計画課長通知)によるものとします。

(注1)「高木性樹種」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

(注2)「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3)「幼齢林」とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

(注4)「立木度」とは、幼齢林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数(天然更新すべき本数の基準)との対比を十分率であらわしたもので立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。なお、伐採後5年を経過した林分における天然更新の対象樹種の期待成立本数は、別途定める「天然更新完了基準書の制定について」によるものとします。

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の期待成立本数(注6)} \times 100$$

(注5)「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

(注6) 期待成立本数

広葉樹

階層	期待成立本数
上層	300本/ha
中層	3,300本/ha
下層	10,000本/ha

針葉樹(中層、下層は広葉樹に準じる)

階層	期待成立本数
上層（カラマツ）	300 本/ha
上層（その他の針葉樹）	600 本/ha

- 上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齡林、老齡林（天然林の標準伐期齡）
- 中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの
- 下層：中層木よりも樹冠面積の小さいもの

(イ) 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を確保する場合、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや、枝条整理等を行うものとし、ササなどの競合植生により天然に発生した稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出し等を行うものとしします。

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採することとし、ぼう芽の発生状況等を考慮の上、必要に応じ芽かき又は植込み等を行うものとしします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い更新を確保するものとしします。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意するものとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保するものとしします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとしします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとしします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとしします。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、次のとおり定めま

す。

① 気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林

② 水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

また、次の箇所は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域に含めないものとしします。

- (1) 保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林
- (2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林
- (3) 公益的機能別施業森林の区域で施業方法を特定している森林
- (4) 湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林
- (5) ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域（林小班）	参 考
------------	-----

—	—
---	---

上記の森林は、伐採後、1（3）の「伐採跡地の人工造林をすべき期間」の期間内に人工造林を行う必要があります。（注）

（注）植栽の具体的な方法については、森林経営計画の実施基準として、農林水産省令による基準が適用されます。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

（1）更新に係る対象樹種

- ア 人工造林の場合
第2の1（1）による
- イ 天然更新の場合
第2の2（1）による

（2）生育し得る最大の立木の本数

2の（2）の（ア）における「（注6）期待成立本数」によることとする。

5 その他必要な事項

伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等の更新を確保します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

ア 間伐は、林冠がうっ閉し、林木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。

イ 間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適性な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に、高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等の目安については、次表のとおりとします。

【育成単層林】

樹種 (生産目標)	施業方法	間伐の時期（林齢）					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：450本/ha	25	35	50	—	—	選木方法：定性及び列状 間伐率：20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：10年 標準伐期齢以上：15年
トドマツ	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	15	21	27	34	—	選木方法：定性及び列状 間伐率：20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：6年

スギ	植栽本数：2,500本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：600本/ha	2 2	3 2	4 2	5 7	—	選木方法：定性及び列状 間伐率：20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：11年
アカエゾマツ	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	1 9	2 8	3 7	4 6	5 5	選木方法：定性及び定量 間伐率：20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：9年

注1)「カラマツ間伐施業指針」、「トドマツ人工林間伐の手引き」、「アカエゾマツ人工林施業の手引き（(地独)北海道立総合研究機構林業試験場発行）」などを参考とした。

注2)植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により、間伐時期が異なる場合がある。

ウ 保育コストの低減を図る、労働災害の防止に資するため、緩傾斜地など機械による作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を推進することとします。

2 保育の種類別の標準的な方法

ア 下刈り

下刈りは、植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うものとし、その終期は、植栽樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断するものとしします。

イ 除伐

除伐は、下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、森林の有する多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存し育成の対象とするものとしします。

ウ つる切り

つる切りは、育成の対象となる林木の成長を促すため、樹冠に巻き付いたつる類を切って取り除くものとしします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

樹種	年 植栽	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
		スギ	春	←————→										△		
	秋	←————→										△				
カラマツ	春	←————→										△				
	秋	←————→										△				
トドマツ	春	←————→										△				
	秋	←————→										△				
アカエゾマツ	春	←————→											△			
	秋	←————→											△			

3 その他間伐及び保育の基準

(1) 木材等生産林において留意すべき事項

森林の健全性を確保し、利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施するものとします。

特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて、適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うものとします。

また、保育コストの低減を図るため、緩傾斜地など機械での作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を検討するものとします。

(2) その他間伐及び保育に関する留意事項

林地崩壊や流木被害のおそれがある地域については、次の事項に留意して森林施業を行い、間伐の推進に努めるものとします。

- ① 間伐や枝打ち等の保育を積極的に行い、下層植生の繁茂や樹根の生育を促し表土の安定を図るものとします。
- ② 間伐等による伐倒木や林地残材のうち、河川に流出するおそれのあるものについては、極力林外へ搬出するなど適切に処理するものとします。
- ③ トドマツについては、間伐作業等の外的要因による損傷を受けやすく、溝腐病等に冒されるおそれがあることから、間伐回数や伐期の調整を図るなど、林分ごとの施業方法に配慮するものとします。

4 その他必要な事項

(1) その他間伐及び保育に関する留意事項

木材等生産林においては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。

特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 水源の^{かん}涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源^{かん}涵養林）

1) 区域の設定

水源^{かん}養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地^{かん}周辺の森林、地域の用水源として重要なため池^{かん}湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1のとおり定めます。

2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

区域の設定の基準及び森林施業の方法に関する指針

【共通ゾーニング】

森林の区域	区域の設定の基準	森林施業の方法に関する指針
<p>水源涵養林</p>	<p>水源涵養機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源周辺に存する森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図る森林について、集水区域等の森林の立地条件、林況、地域の要請を踏まえた上で林班単位等で面的に定める。</p>	<p>下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図る。</p>
<p>山地災害防止林</p>	<p>山地災害防止機能/土壌保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林及び落石防止保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止/土壌保全機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林の立地条件、林況、地域の要請を踏まえた上で林小班単位で定める。</p>	<p>伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、急傾斜地等に位置し、機能を高度に発揮させる必要のある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については択伐以外の方法による複層林施業を行うこととする。</p> <p>また、一部を皆伐しても適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業(注)を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とする。</p>
<p>生活環境保全林</p>	<p>快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林及び防火保安林、道民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林の立地条件、林況、地域の要請を踏まえた上で林小班単位で定める。</p>	<p>伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、林帯の幅が狭小な防風林等、面的な伐採により機能を発揮できなくなるおそれのある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。</p> <p>また、一部を皆伐しても適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業(注)を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とする。</p>
<p>保健・文化機能等維持林</p>	<p>保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、保健保安林及び風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの道民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林など、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に立地条件、林況、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。</p>	<p>伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、特に機能の発揮が求められる森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。</p> <p>また、一部を皆伐しても適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業(注)を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とする。</p> <p>なお、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の種々の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な森林については、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として定めることとする。</p>

(注) 長伐期施業とは、標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいいます。

【上乘せゾーニング（注1）】

森林の区域		区域の設定の基準	森林施業の方法に関する指針
水資源保全ゾーン		水源 ^{かん} 涵養林のうち、属地的に水源 ^{かん} 涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域の及びその周辺において、市町村が特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林の立地条件、地域の要請を踏まえ、特に、北海道水源林の保全に関する条例（平成24年条例第9号）第17条の規程に基づく水資源保全地域に指定される森林について、林小班単位で定める。	伐採面積の縮小（注2）及び伐採箇所の分散化に努めるものとし、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造林及び搬出を冬季間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細かな配慮を行うこととする。
生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、市町村が特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺20m以上の区域を小班単位又は小班の一部について定める。	伐採方法は択伐とし、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用に当たっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造林に伴う地表攪乱を最小限に抑えることとする。
	保護地区タイプ	保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、市町村が特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で定める。	伐採方法は択伐とし、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとする。

（注1） 上乘せゾーニングとは、北海道の森林・林業の現状や課題、地域の特性やニーズ等により、共通ゾーニングの中において、目指す姿や施業の方法などをよりきめ細かく定めるために設定されたゾーニングです。

（注2） 皆伐を行う場合の面積の上限は、原則として10haを下限として市町村森林整備計画で定めることとします。

（2）土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成すべき森林その他水

源涵養機能維持林以外の森林

1）区域の設定

ア 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林

（山地災害防止林）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区、その他山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、その他山地災害防止/土壌保全機能の評価区分が高い森林など、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

イ 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林

（生活環境保全林）

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林、雪害防備保安林、霧害防備保安林、防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

ウ 保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林

（保健・文化機能等維持林）

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名称天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林、史跡等と一体となりすぐれた自然景観等を形成する森林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

2）森林施業の方法

地形、地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとし、具体的には公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林の区域については、別表2のとおり定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

(1) 区域の設定

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地理などから効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定することとします。このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を定めることとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとし、森林の有する公益的機能の発揮に支障が生じないように定めるものとします。

区域の設定の基準及び森林施業の方法に関する指針

森林の区域	区域の設定の基準	森林施業の方法に関する指針
木材等生産林	林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、林小班単位で定める。	木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。
特に効率的な施業が可能な森林	上記を踏まえ、かつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林。	上記に加え、伐採後は、原則、植栽による更新を行う。

(2) 施業の方法

木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めます。特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

なお、木材等生産林については、製材等の一般材生産を目標とし、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化を図るなど、木材の利用目的に応じた時期で伐採するものとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については、次表を目安とします。

樹種	主伐時期の平均直径	仕立て方法	主伐時期
カラマツ(グイマツとの交配種を含む)	30cm	中庸仕立て	60年
トドマツ	30cm	中庸仕立て	50年
スギ	36cm	密仕立て	70年
アカエゾマツ	30cm	中庸仕立て	70年

3 その他必要な事項

(1) 水資源保全ゾーン

ア 区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能^{かん}の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然的条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定めます。

特に、北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について、別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

1) の水資源

涵養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小及び分散化に努めることとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を別表2のとおり定めます。

また、特に急傾斜地等土砂の崩壊又は流出するおそれのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材、及び搬出を冬期間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細かな配慮を行うこととします。

伐採跡地については早期に確実な更新を図るものとします。

(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を小班単位又は小班の一部について、別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

1) の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表攪乱を最小限に抑えることとします。

(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で、別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

1) の保健・文化機能等維持林における森林施業の基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを優先し、森林の保護を図ることとします。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

当町における一般民有林の78%を占める林家等の森林所有者は、5ha未満の小規模所有者です。また、町内の一般民有林のうち、44%はスギ等の人工林であり、間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必

要があります。このため、森林組合等を中心に森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進します。

2 森林の経営の受託等による森林の経営の規模拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報を促進することとします。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めることとします。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとします。

森林施業の共同化を促進するためには、森林所有者間の合意形成を図ることが必要です。このため、市町村及び森林組合等による地域協議会等を開催するとともに、普及啓発活動を展開することにより、合意形成を図るものとします。

3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林の経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業者と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（5ヶ年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・管理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、町を介して林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、町が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用にも努めることとします。なお、意向調査については森林調査簿や林地台帳を基に、経営管理が行われていないと思われる森林を対象として、実施するよう努めるものとします。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林所有者の78%は5ヘクタール未満の小規模な森林所有であり、森林施業を計画的、効率的に行うために、町、森林組合、森林所有者が地域ぐるみの推進体制を整備するとともに、集落単位での森林の施業の集約化を図っていくこととします。長期、短期の施業委託や路網の整備により、地域の森林整備を森林組合が中心となって計画的に進めていくこととします。

本町の森林所有者は兼業農家が多く、施業単位も零細なため、経営の共同化に向けた取組が必要です。このため、流域単位として集約化が可能な地域にあっては、道、町、森林組合等による啓蒙・普及活動を通じて、森林施業を共同で行うための森林所有者間の合意形成に努めるとともに森林組合等、林業事業者への施業の委託や共同化などを支援することにより、適正な森林施業の促進に努めます。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

○ 合意形成と施業実施協定の締結の促進

森林施業の共同化を促進するためには、森林所有者間の合意形成を図ることが必要です。このため、市町村及び森林組合等による地域協議会等を開催するとともに、普及啓発活動を展開することにより、合意形成を図るものとします。

また、共同化をより確実に進めるため、森林施業の共同実施及び作業路網の維持管理等を内容とする施業実施協定や、森林ボランティア団体の活動場所の確保と森林施業の確実な実施を確保等を内容とする施業実施協定について締結の促進を図ります。

○ 長期施業受委託の促進等

森林所有者等へ施業等の受委託の働きかけを積極的に行い、意欲ある森林組合等の林業事業体への施業等の集約化を図るものとします。

今後、間伐等の適切な整備及び保全や施業の受委託を推進するための条件整備として、境界の整備などにより適切な森林管理を進めるものとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する際は、次の内容に留意することに努めることとします。

- ・ 共同して森林施業を実施する者は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。
- ・ 共同して森林施業を実施する者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にすること。
- ・ 共同して森林施業を実施する者の一人が上記により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 路網の整備に関する事項

- (1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
1) 路網密度の水準及び作業システム等

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	110以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85以上	25以上
急傾斜地（30°～）	架線系作業システム	20<15>以上	20<15>以上

注) 1「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、フォワーダ等を活用。

2「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用。

3「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

なお、本表は、木材搬出予定箇所で路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の確保や、機械作業に適した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。とくに作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、ウィンチ、フォワーダ等を活用した車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

次を目安として、効率的な作業システムの実現に向けて現場の作業条件等に応じた適切な方法を選択することとします。

傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造林	巻立て
急傾斜 (30°)	チェーンソー	スイングヤード 【全幹集材】	チェーンソー	グラップルローダ
			ハーベスト・プロセッサ	(ハーベスト・プロセッサ)
中傾斜 (15°～30°)	チェーンソー	トラクタ【全木集材】 《グラップルローダ》	ハーベスト・プロセッサ	グラップルローダ
				(ハーベスト・プロセッサ)
緩傾斜 (0°～15°)	フェラーハンチャー	トラクタ【全木集材】 《グラップルローダ》	ハーベスト・プロセッサ	グラップルローダ
				(ハーベスト・プロセッサ)
	フェラーハンチャー	スキッド【全木集材】	ハーベスト・プロセッサ	グラップルローダ
				(ハーベスト・プロセッサ)
	ハーベスト	トラクタ【全幹集材】 《グラップルローダ》	ハーベスト	グラップルローダ
ハーベスト	フォワーダ【短幹集材】	(ハーベスト)	(フォワーダ)	

※ () は、前工程に引き続き同一機種により実施する工程について記載。

※ 【】 は、集材方法

※ 集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ（全幹）を集材に活用している事例がある

(2) 作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

1) 整備等推進区域の設定

作業路網の整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり設定します。

路網整備等推進区域名	面積	路線名	開設予定延長	対函番号	備考
三ツ谷、潮見地区 (40、41 林班)	171ha	汐見栄豊線	m	①	
栄野地区 (31、32 林班)	124ha	魚つきの森線	m	②	
館浦地区 (11 林班)	81ha	館浦町有林 1号線	m	③	
元和地区 (34 林班)	61ha	右股川沿線	m	④	
富岡地区 (17、18 林班)	72ha	縁桂の沢 花小栗線	m	⑥	
栄野地区 (31 林班)	10ha	女男沢1号	m	⑦	

(3) 作業路網の整備に関する事項

1) 基幹路網に関する事項

a 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整備第602号林野庁長官通知）

を基本として、道が定める林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け森計第1280号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

b 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は次のとおりです。

開設／ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5ヵ年 の計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道		汐見～三ツ谷	汐見栄豊	1.5-1	171	○	①	
"	"	林業専用道	富岡～栄野	富岡突符川沿	1.4-1	34	○	⑤	
"	"	林業専用道	栄野	女男沢1号	0.3-1	10	○	⑦	
	小計				3.2-3				
拡張	自動車道 (改良)		栄浜～熊石折戸	栄豊	-2				法面保全
"	"		"	"	-1				ふれあい施設
"	"		鳥山	鳥山	1.3-1		○		局部改良、交通安全施設
"	"		鳥山	中崎	0.9-1		○		局部改良、交通安全施設
"	"		潮見	鮪ノ川	-2				局部改良
"	"		栄野	鳥山栄野	1.0-1		○		局部改良、法面保 全、交通安全施設
"	"	林業専用道	鳥山～富岡	鳥山富岡	-1				法面保全
"	"	"	栄野	突符川	3.2-10				法面保全
	小計								

2) 細部路網に関する事項

a 細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、道が定める森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

(4) 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について（平成8年5月16日付け林野基第158号林野庁長官通知）」等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 人材の育成確保

森林の整備及び保全に不可欠な林業労働力を安定的に確保するためには、就労相談から定着支援までの一貫した取組が必要です。

このため、労働条件の改善に努めるとともに、就労環境や、各種支援、助成制度、就労に欠かせない住宅などの生活基盤等の情報を地域の情報誌やインターネット等を活用し発信するなどUJIターンによる新規就労者をはじめ、林業就労に意欲を有する若年層の林業従事者の確保を図りつつその受け皿となる林業事業者の経営体質強化を推進するものとします。

・ 林業労働者の育成

林業労働者の育成のため、次のとおり対策を進めることとします。
新規の森林所有者、若手林業後継者及び林業グループに対し、経営手法や技術の普及指導を図り、後継者等が安定して林業経営を維持できるようにします。

・ 林業後継者の育成

林業後継者の育成のため、次のとおり対策を進めることとします。
森林所有者の高齢化で若手後継者の育成は急務となっています。また、加工部門における林産工場の衰退で新規の設立が望まれており、今後は、林業技術および林産加工業者の育成対策を支援します。

(2) 林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや経営の多角化・協業化、合併等を支援し経営の体質強化、高度化を促進するものとします。特に地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化、合併の推進などを図り、地域の中核となる森林組合の育成に努めるものとします。

また、北海道において、森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」が創設されたことから、本町においても、森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める登録林業事業体の活用に努めます。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、緩傾斜地における林内作業では、チェンソーとトラクタによる作業システムに加え、ハーベスタによる伐倒、枝払い、玉切り作業を活用するなど、高性能林業機械による効率的な作業システムの普及及び定着を図るものとします。

また、高性能林業機械の導入及び効率的な利用について取り組むものとします。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状 (参考)	将 来
伐 採 造 林 集 材	伐 採	チェンソー	チェンソー、ハーベスタ
	造 材	チェンソー、トラクタ	チェンソー、ハーベスタ
	集 材	ブルドーザー	トラクタ、ブルドーザー
造 林 保 育 等	地拵、下刈り	刈払機	刈払機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の安定化を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が必要です。このため、地域材の利用に向けて、消費者への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携などに取り組みます。

また、地材地消の推進にあたっては、住宅用建築材をはじめ、公共施設等への木材・木製品の利用や、木質バイオマスの活用など、幅広い用途での地域材の利用を促進しつつ、このような需要に対し地域材を安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するとともに、国内市場で最初に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

1 鳥獣害の防止に関する事項

エゾシカによる森林の被害状況に応じ、被害防止するため措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及び、エゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表3とおりに定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせ推進するとともに被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施にあたっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画）

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については森林組合、林業事業者等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

(3) その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業者や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。また、食害の生じるおそれがある地域については、造林樹種の選定に当たりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

ア 森林病虫害等の駆除及び予防については、被害の未然防止や早期発見に努め、当該病虫害等の種類や被害の程度に応じ、薬剤の散布、被害木等の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

特に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、乙部町では確認されていませんが、渡島檜山森林計画区において確認され、拡大しています。今後急速に拡大した場合、ナラ類資源の保続に大きな影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期発見するため、関係機関が連携して巡視活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう普及啓発に努めることとします。

さらに、被害地の近隣での未然防止に努めるとともに、被害木が発見された場合には、被害発生地の状況を考慮した上で適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努めることとします。

なお、森林病虫害等のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

イ 森林病虫害等の被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除にあたっては、乙部町や道振興局、森林組合、試験研究機関、森林所有者ほか関係者が連携し、被害の程度に応じた対応をすることとします。

(2) 鳥獣害対策の方法（鳥獣害防止森林区域以外）

ア エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽する等の対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置等の対策を実施することとします。

イ 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い早期防除に努めることとします。

ウ 森林の保護にあたっては、森林組合、林業事業者等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、必要に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導する等、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

(3) 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線・防火道等の整備や保護標識、消火器格納庫等の施設を設置するものとします。

(4) 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

乙部町火入れに関する条例を遵守すること。

(5) その他必要な事項

ア 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の区域	備考
乙部町全域	カシノナガキクイムシ被害対策のための伐採に適用

イ その他

a 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めます。

b 森林の巡視にあたっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、貴重な野生生物の生息・生育地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員、鳥獣保護員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うものとしします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

森林の保健機能の増進に関する特別措置法第3条に基づいて定める保健機能森林について、保健文化機能を高度に発揮させることが必要であると認められる森林のうち、森林の現況、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、交通手段等基盤整備の状況及び整備の見通し、森林施業の担い手となる森林組合等の存在等からみて、適切な配置となるよう次の区域を設定するものとします。

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (h a)					備 考
位 置	林 小 班	合 計	人工林	天然林	無立木地	その他	
元町	1-111	0.20	0	0.20	0	0	0
旭岱	5-191、5-197、5-198	7.56	0	7.56	0	0	0
館浦	12-96	0.09	0.09	0	0	0	0
花磯、 潮見	44-171～44-175、 44-178、44-180、 44-182、44-244、 44-250、44-325、 44-326、44-363	3.21	0.34	2.87	0	0	0

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の増進を図るため、択伐による育成複層林施業や広葉樹を育成するための施業等を推進します。

また、快適な森林環境の維持、利用の利便性に配慮して、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとします。

施業の区分	施 業 の 方 法
造林の方法	育成単層林については天然力を活用した更新を促すとともに、針広混交林の育成複層林又は天然生林に誘導し、育成複層林については、必要に応じて天然力の活用により天然生林へ誘導を図るものとします。なお、植栽による更新が必要と判断された場合は、景観を維持向上するカエデ類やブナなどの郷土種を中心とした広葉樹を育成し、できるだけ多様な樹種構成となるよう配慮するものとします。
保育の方法	景観の向上に資するように必要に応じて笹の刈り払い等を行うものとします。
伐採の方法	択伐を原則とします。

3 保健機能森林の区域内における森林保健設置の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

施 設 の 整 備
休養施設（休憩施設、森林浴施設、展望施設等） 教養文化施設（樹木園、林業体験学習施設、野外劇場等） スポーツまたはレクリエーション施設（野営場、遊歩道、フィールドアスレチック、ロッジ等）等

(2) 立木の期待平均樹高

立木の期待平均樹高は、整備しようとする建築物の高さを制限する時に使用する数値で、主要な樹種別に表のとおり定めます。

樹 種	期待平均樹高 (m)	備 考

カラマツ（ゲイマツとの 交配種を含む）	18	
トドマツ	25	
スギ	25	
その他	25	

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営、自然環境の保全、国土の保全等保健機能の整備にあたっては、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、防火体制及び防火施設の整備、交通の安全、円滑な確保に留意するものとします。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

① 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、乙部町森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画するものとします。

- (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽が計画されていること。
- (2) 公益的機能別施業森林に応じた施業方法が計画されていること。
- (3) 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項を踏まえた計画であること。
- (4) 森林病虫害の駆除又は予防その他森林保護に関する事項を踏まえた計画であること。

② 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域

区域	林班	区域面積
該当なし		

2 森林の整備を通じた地域振興に関する事項

町民の憩いの場となる森林の整備に努め、森林の機能の学習の機会を提供し、森林施業への理解と施業の実施を推進するものとします。また、地域材の積極的な活用を目指して「地材地消」の取り組みを推進します。

3 森林の総合利用の推進に関する事項

元町地区の宮の森森林公園、富岡地区の環境保全林、花磯・潮見地区の鮪の岬森林公園については、町内の代表的な森林体験施設として広く利用されており、町民の散策や森林浴等、憩いの拠点となっています。

散策道の適切な管理を行い、樹名板を設置するなどより町民が親しみやすい森林環境を作るとともに、間伐等を実施し、林木の保育管理を行います。

○森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現 状（参考）		計 画		対図番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
宮ノ森森林公園	元町地区	3 ha			1
鮪の岬公園	花磯地区	1.5 ha			2
元和台森林公園	元和地区	1.6 ha			3

4 住民参加による森林の整備に関する事項

- (1) 地域住民参加による取り組みに関する事項
町内の自治会、老人クラブ、漁業協同組合等による植樹や苗木づくり等森林の持つ公益的機能の大切さを訴える町民活動が行われており、今後も継続的に実施しやすくするために連携をとりながら取り組みます。
また、北海道森林づくり条例の基本理念の一つである「道民、森林所有者、事業者及び道の適切な役割分担を通じた協働による森林づくり」を進めるためには、森林の整備・保全及び利用に関わる森林所有者及び事業者のみならず、森林の有する多面的機能の効用を享受している地域住民の森林の整備・保全及び利用に対する理解が不可欠です。このことから「木とふれあい、木に学び、木と生きる」を基本とする「木育」等の取り組みを通じて森林の整備・保全及び利用に対する地域住民の理解の促進に努めることとします。
- (2) 上下流連携による取り組みに関する事項
本町は、漁業、農業の一次産業が主なものであり、特に漁業に関しては海・川の実環境保護についての要望が強いことから、林業、建設、漁業、農業者の連携を強化して行く必要があります。
- (3) その他
青少年の森林学習を推進するため、学校教育の「総合的な学習の時間」を活用した林業体験学習など、青少年のための森林づくり体験活動を進めます。
また、栄浜地区の町有林で実施している魚つきの森づくりなど、町民植樹祭を継続的に実施することや、町内会、自治会単位で行われている植樹活動に対し苗木の提供などの支援を行い、町民参加による緑化運動の推進を図ります。

5 「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた檜山地域の独自の取組について

檜山地域では、「ゼロカーボン北海道」の実現に貢献する森林づくりを推進するため自治体・民間事業者・団体等で構成された「ひやまゼロカーボンネットワーク」と情報共有を図りながら、地域の脱炭素化に向け気運の醸成を図るとともに、伐採後の着実な造林や間伐等を推進し、森林吸収源料の減少を抑制または増加に転じさせます。

6 その他必要な事項

- (1) 特定保安林の整備に関する事項
特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。
その整備にあたっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとし、特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図るものとし、なお、「要整備森林」は、地域森林計画において指定されます。
- (2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法
法令により立木の伐採につき制限がある森林（以下、「制限林」という。）については、該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うこととしています。
- ア 保安林及び保安施設地区の区域内的の森林
保安林及び保安施設地区の区域内的の森林の施業は、森林法により定めた指定施業要件に基づき行うものとし、立木の伐採等を行う場合は許可又は届出が必要となります。
なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められていますが、一般的な留意事項は次のとおりです。
- (ア) 主伐の方法
a 伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとし、
b 伐採方法は、次の3区分とします。
(a) 伐採方法の指定なし（皆伐を含む。）
(b) 択伐（伐採区域内的の立木を均等な割合で伐採するもの。）
(c) 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの。）
- (イ) 伐採の限度
a 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。
b 一箇所当たりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。

- (a) 水源かん養保安林（ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林
その他森林施業上これと同一の取り扱いをすることが適当と認められる森林に限る。）
については、20ヘクタール以下とします。
- (b) 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10ヘクタール以下とします。
- (c) その他の保安林であって、当該森林の地形、地質、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、20ヘクタールを超えないとします。
- c 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20メートル以上にわたり帯状に残存させなければなりません。
- d 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとします。
- e 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とします。また、2回目以降の択伐率は、伐採しようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が10分の3を超えるときは10分の3（指定施業要件で定められた条件を満たす場合には10分の4）とします。
- (ウ) 特例
 - a 伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。
 - b 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあつては伐採指定なし、同じく禁伐と定められている森林については択伐とします。
 - c 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年以内を超えないものとします。
- (エ) 間伐の方法及び限度
 - a 間伐をすることができる箇所は原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とします。
 - b 間伐の限度は、該当森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で指定施業要件に定められた率とします。
- (オ) 植栽の方法及び期間
 - a 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行われなければなりません。
 - b 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行わなければならないとします。
- イ 自然公園特別地域内における森林
自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は次表により行います。
なお、立木の伐採等を行う場合は、国立公園及び国定公園にあつては、自然公園法の規定による許可が、道立自然公園にあつては、北海道立自然公園条例の規定による許可が必要です。

《特別地域内における制限》

区 分	制 限 内 容
特別保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とします。
第1種特別地域	(1) 第1種特別地域内の森林は、禁伐とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができます。 (2) 単木択伐法は、次の規定により行います。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定します。 イ 択伐率は蓄積の10%以内とします。

第2種特別地域	<p>(1) 第2種特別地域内の森林の施業は、択伐法によります。 ただし、風致の維持に支障のない限り皆伐法によることができるものとします。</p> <p>(2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとします。</p> <p>(3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。</p> <p>(4) 択伐率は、用材林においては蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とします。</p> <p>(5) 特に指定した風致木については、保育及び保護に努めることにします。 ア 一伐区の面積は、2ヘクタール以内とします。 ただし、疎密度3より多くの保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができます。 イ 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においても、伐区は努めて分散しなければなりません。</p>
第3種特別地域	<p>(1) 第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は受けないものとします。</p>

ウ 砂防指定地内の森林

砂防指定地内の森林の施業は、砂防法第4条及び砂防法施行条例第3条の制限の範囲内で行うものとします。

立木の伐採にあたっては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則、択伐とし、皆伐を行う場合は、面積が1ヘクタール未満となるよう留意するものとします。

エ 鳥獣保護区特別保護地区内の森林

鳥獣保護区特別保護地区内の森林の施業は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第7項の制限の範囲内で行うものとします。

立木の伐採にあたっての一般的な取扱いは次のとおりとします。

- a 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし、その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐とします。

その他の森林にあつては伐採種を定めないとします。

- b 地域森林計画の初年度以降5年間において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とします。
- c 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐とします。

オ 史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林

史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林の施業は、文化財保護法第125条及び北海道文化財保護条例第35条の制限によるものとし、当該指定物件の現状変更又はその保存に影響を及ぼさないよう、原則、禁伐とします。

カ その他の制限林

その他の制限林における森林の施業は、それぞれの法令等の制限の範囲内で行うものとします。

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、道等の指導機関、森林組合との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとします。

(4) 森林保護に関する事項

本町では、エゾシカ個体数増加に伴い、天然林及び人工林での被害が増加傾向にあり、今後道などの関係機関の協力を得ながら被害防止策を推進します。

(5) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業体、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努

- めることとします。
- (6) 登録林業事業者の活用
森林施業の実施にあたっては、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業者を活用するよう努めます。